

議 事 録

会議名	文書館運営審議会		
日 時	令和6年2月15日(木)10:00～13:00	開催形態	公開
場 所	寒川総合図書館会議室		
出席者	毛藤委員、内海委員、小川委員、中西委員、名取委員 事務局：伊藤館長、平尾主査、高木主任主事 傍聴者：なし		
議 題	<p>1 開会 議事録承認委員の指名</p> <p>2 報告 令和5年度寒川文書館事業中間報告【資料1】</p> <p>3 議題 (1) 令和6年度寒川文書館事業計画案について【資料2】 (2) 刊行物の収集方針について【資料3】</p> <p>4 その他</p>		
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録承認委員には名取委員が指名された。 ・令和6年度の事業計画案が了承された。 ・刊行物の収集方針は全員の合意が得られず時間切れとなったため、再度の開催を検討することとなった。 		
議 事	<p>1 開会 議事録承認委員は名簿順に従い、名取委員が選出された。</p> <p>2 報告 令和5年度寒川文書館事業中間報告について 令和5年度事業について、事務局より令和6年1月末現在の状況を説明した。これに対し、次のような質疑があった。</p> <p>(委 員) 寄贈寄託、特別利用、学校連携など、項目が日付順に並んだ表がいくつもああるが、日付の前に付番したり、件数を説明文に入れたりして、全容が一目でわかるようにしてほしい。また、いま口頭で説明していただいた情報、たとえばどのような資料が燻蒸の対象になるかなど、数字だけでは見えにくい事柄も、可能な限り説明文に入れていただけるとありがたい。</p>		

(事務局)

令和5年度の結果報告を作成する際には、そのように対応したい。

(委員)

寄贈資料の欄に「個人」とある資料群について。公表しないことが条件になっている場合、一覧表で名前を伏せるのは構わないが、寄贈者の名前は記録に残るのか。

(事務局)

寄贈者のお名前は寄贈台帳に記載するので記録に残る。

(委員)

もし何十年か後に寄贈者の子孫が、自分の家の資料が寄贈されているはずだが一覧で見当たらないと尋ねてきた場合、対応できるのか。

(事務局)

台帳で管理するので対応できる。

(委員)

各表の説明が、上にある場合と下に記される場合とがある。どちらかに統一した方が見やすいと思う。

(事務局)

表の下に備考として揃える形で統一をはかる。

(委員)

視察の受け入れについては、先方の目的なども明記したほうが、具体的にいいのか。

(事務局)

図書館の視察が主目的で文書館も併せて見てもらうケースもあるので、すべての件について明記できないかもしれないが、なるべく記述するようにする。

(委員)

「講座・研修等の講師」の欄について。昨夏、旧広田医院が国登録有形文化財になり、12月にその関連事業へ出講している。これは町として画期的なできごとであり、町史研究もその特集を組むことになったのだから、他の出前講座と同列に扱うのではなく、この広田邸の概要について別項を立てて詳述する必要があるのではないか。まずはどのような文化財なのかをこの場で説明してほしい。

(事務局)

所管は教育委員会教育政策課なので、事実経過だけ説明する。広田邸は明治時代

以来の和風の母屋に、昭和4年(1929)建築の洋館を繋げた建築物で、洋館部分は後に初代町長を務める広田孝基が建てた。戦後、孝基の長男・孝平が洋館で医院を開業し、平成15年(2003)まで地域医療に貢献した。現在は孝平氏の娘さんが管理しており、これを保存するための方策として、教育委員会とともに国登録の手続きを進めてきた。その結果、令和5年(2023)8月7日の官報で登録が告示された。教育委員会では、同年8月号の広報で特集を組んで広くPRするとともに、登録手続きに尽力していただいた建築史の専門家の講演会、現地見学会を開催した。本日報告した講座等への出講は、この現地見学会の応援として広田家の歴史を解説するものであった。事業報告や年報は、文書館事業の事実関係を記録するものであり、ここに別項を設けるのはふさわしくない。本年度末に刊行予定の『寒川町史研究』第35号で旧広田医院の特集を組むので、詳細はこちらに委ねたい。

(委員)

学校連携について。文書館に行けば寒川のことをいろいろ調べられると教員に伝えている。今年度は文書館職員に来ていただき、4年生に浜降祭について出前授業をしていただいた。また相模川左岸用水路に関する出前授業も2月中に実施するよう調整中である。子どもたちに寒川のことをよく知っていただくために、こうした連携は今後もぜひ必要である。展示パネルを小学校に巡回させるなど、他の方法もあるかと思うので、検討していただきたい。

(事務局)

過去の企画展のパネルなどは残しているものもあるので、過去の展示一覧など情報を提供することはできる。今後の連携のあり方については相談させていただきたい。

(委員)

広田邸の見学会の情報は、文化財保護委員会のメーリングリストで知った。文書館の普及事業についても、審議会委員にメールで知らせるなどして情報をもらいたい。

(事務局)

今後はそのように対応したい。

(委員)

資料の写真版による公開許諾を進めたとの報告があった。寒川神社の各兼務社がそれぞれ持っている古文書については、公開の可否が曖昧な状態であったが、今回改めて手続きを行うことで、資料の存在を神社の担当者にも知ってもらうこともでき、良い結果となった。神社総代文書についても同様である。

(委員)

広田邸の話に戻る。管轄が違うから簡易な記述で良いという説明だったが、そうではない。町制施行 70 周年記念誌を編むとき、初代町長の広田孝基が建てたということで洋館を表紙に使わせてもらった。なので、この屋敷の歴史的価値は自分が見いだしたという自負がある。ただ記念誌では孝基の村長・町長としての業績を中心にまとめたため、屋敷についてクローズアップすることはできなかったが、せめて表紙でその価値を訴えたのだ。この洋館を知ることによって寒川の近代史がわかると言ってもよい。だから、説明会に出講したということ、他課の主催事業だからと軽く扱ってはならない。

(事務局)

文書館として軽く考えているわけではない。国登録となったことを大きなインパクトとして受け止めているからこそ、今年度刊行する『寒川町史研究』第 35 号で特集を組むことになり、先生にもご尽力いただいているところである。ただ本日お配りした資料は、中間報告であり、ゆくゆくは年報の原稿になるものである。文書館の事業を列挙する形式の年報の中で、特別なコーナーを設けて詳述することは避けたい。ついては、講師派遣のところ、あるいは町史研究の刊行のところで、表に備考欄を設けて注記することは可能だと思うので、そのような対応をさせていただきたい。

(委員)

備考でもやむを得ないが、寒川にとって大きなできごとだったのだし、町史編さんの成果に基づいて今回のことがあるのであるから、文書館として強調しておくべきである。

(事務局)

町史編さん事業とのつながりということであれば、関東大震災や大岡忠相の出前講座なども編さんの成果に基づいて行われている。そうした中で広田邸だけを強調するのはいかななものか。文書館自体が町史編さん事業をベースにして発展してきており、すべての事業がそこにつながるものである。本日配布した資料には載せていないが、年報の第 1 章の沿革の項でこれを包括的に触れるので、一つひとつ詳細な注記は施さなくてもよいと考える。広田邸については備考で補足するにとどめさせていただきたい。

(委員)

こうしたいわば町の「お宝」は、誰がどのような形で発信しても良く、その機会は多ければ多いほど良いと思う。この年報にふさわしい表記の仕方はあると思うが、備考でも何でも触れないよりは触れたほうが良い。

(委員)

その発信のひとつとして、文書館で講演会を企画し、先生の熱い想いをお話いた

だくのはどうだろうか。3月に町史研究が出るので、その成果を町民の方々に直接伝えることも考えていただきたく、われわれもそこで広田邸の価値を学んでいきたい。

(委員)

それはぜひ実現してほしい。話を聴いて興味を抱く人が現れば、そこから町民に輪が広がっていくと思う。

(事務局)

次の事業計画の議題でご説明するが、いまご提案いただいたことについては、計画になかったので、予算措置はされていない。そのため簡単には実現できないが、ご要望があったことは受け止めたい。

(委員)

講演の実現に向けてどのようなことができるか、委員としても検討したい。

3 議題

(1) 令和6年度寒川文書館事業計画案について

事務局より、資料2にしたがい、令和6年度の事業計画案について説明した。これに対して次のような質疑があった。

(委員)

刊行物の発行については、町史研究のみが計画に挙がっているが、従来から出してきた調査報告書の発行が止まっている。寒川神社日誌をはじめ、何冊にも分けて資料集を発行してきたが、まだ完結していないものが何種類かある。これはこのままではいけない。町にとって重要な資料を、町民が手に取って手軽に見ることができる状況を作るのも文書館の大切な役割だと思うが、それが何年もおろそかにされているように見受けられる。

(委員)

調査報告書について、刊行計画などは定められているのか。

(委員)

必要な都度、編集委員会で検討してきた。

(委員)

過去に全体計画のようなものを作っていたのなら、何が完結していないのかを事務局で洗い出し、令和7年度以降の事業として位置づけていく必要があるのではないか。

(事務局)

過去の編集計画との擦り合わせができていないので、編集委員会で協議して、そ

の結果を審議会に報告したい。

(委員)

事業計画案に「文書取扱規程の改定」が挙げられているが、世の中の趨勢としては公文書管理条例に向かっているので、その意味合いを含めたような表現にした方がよい。

(事務局)

「例規の改定」という表現に改める。

(2) 刊行物の収集方針について

前回会議で、刊行物の収集および除籍について協議をしていただいたが、結論が出なかったため、再度提案するものである。事務局より、資料3にしたがい、収集方針の案を説明した。これに対し次のような質疑があった。

(委員)

収集方針第3条の別表に「その他保存上必要と認めるもの」が例示されているが、これまでこうしたものを集めてこなかったということか。

(事務局)

実際には集めていたが、その基準が成文化されていなかったということである。

(委員)

カビの被害により除籍せざるを得ない資料とはどのようなものか。

(事務局)

コンテナに詰めてこの会場に持ってきているので、実際に見ていただきたい。

→各自、コンテナを覗き確認してもらった。

(委員)

文書館として何を収集し何を残さねばならないかをまず決める必要がある。カビ被害があっても残さなければならないものもあるはずだが、いま見せてもらった資料は収集方針から外れているので、除籍の候補になっているという認識でよいのか。

(事務局)

その通りである。収集方針とは、文書館として何が必要で何を後世に残していくのか、何を積極的に集めるのかという指針である。これまでは受け身で、来たも

のは拒まず受け入れてきたが、今後は体系的に収集していきたい。その方針から外れるものをどう扱うかを定めるのが、除籍基準である。前回の会議では、除籍対象としないものをまず列挙した方がわかりやすいのではないかという指摘をいただいたので、その部分を修正し本日再提出した。

(委員)

「選別除籍の範囲」の1行目に「参考図書、神奈川県、神奈川県外の区市町村、大学、一般の図書・刊行物」とある。これらは最悪、県立図書館や国会図書館などで見ることができるので、寒川文書館が保存しなければどこにも存在しなくなってしまわないものではない。だからこうしたものは積極的に残すまでのことはしなくてよい。そのような理解でよろしいか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

同じ欄の2行目に「寒川町、神奈川県内市町村、及び文書館に関する図書・刊行物は、選択除籍の対象としない」とある。これが収集基準とイコールと考えて良いか。状態の悪いものであっても、2行目に当てはまれば保存するし、1行目に当てはまれば除籍はやむなしということで良いか。

(事務局)

おっしゃる通りである。

(委員)

そうした条件に当てはまる除籍候補は何点ぐらいあるのか。

(事務局)

カビの影響で別置してあるものは、千点まではいかない量である。状態が悪いものはビニールで密閉している。

(委員)

「開架書架の環境整備」が課題と配布資料に書かれている。本来貴重な資料を保管しなければならない文書館が劣悪な環境に置かれているということ自体を、きちんと考える必要がある。まずそこを解決しないで除籍の話になるのは、飛躍しすぎではないか。

(事務局)

カビが発生したから全て除籍するのではない。文書館として残さなければならないものは、燻蒸して収蔵庫内で保管するという対応を行っている。利用者の利便を考えると、開架書架に置くのが望ましいのだが、その通気性を良くするためには、一部を間引く必要がある。収集方針から外れたものを除籍するのは、このような目的でやむを得ず実施するものをご理解いただきたい。

(委員)

趣旨はわかるが、国会図書館にあるからとって、寒川の人がわざわざ出かけるのは大変なことで、足の不自由な人ならなおさら大変である。

(委員)

そのために図書館では貸借制度がある。図書館間の貸し出しサービスを利用して、寒川の図書館に送ってもらうことができる。

(委員)

それは知っているが、寒川の人が手軽に見ることができることが大切なのではないか。

(委員)

その考え方もわかるが、文書館としては限りあるスペースをどう有効活用するかも考えなければならない。空調が良くないから施設として何とかしなければならないというのはその通りだが、予算のこともあるので、すぐに解決できるものではない。さし当たり状態の悪いものをそのまま置くわけにはいかないから、残さなければならないものと、そうでないものの線を引こうということだ。

(委員)

文書館の仕事は紙の資料をどう残すかということ。表紙がかびているだけなら中身を救い出す方法を考えるべきなのではないか。

(委員)

文書館が優先的に残すべき紙資料とはオリジナルの記録だ。同じ本がよその図書館にあるのなら、表紙を取り替えるために膨大な予算と時間をかけることが文書館にとって良い方法なのだろうか。将来のことを考えると、これからも収集方針に合致した新しい資料がどんどん入ってくるのであるから、一部は国会図書館などをあてにしつつ、収集すべきものを優先しなければならないと思う。

(委員)

町史編さん事業を始めるにあたり、寒川町には基礎的な文献が何もなかったもので、前近代の資料集を中心に積極的に集めた経緯がある。編集委員長だった児玉幸多先生の考え方を尊重し、ここに予算を集中させたのは藤沢賢一町長の英断であった。このように関わってきた皆さんの想いを考えると、状態が悪いからというだけで除籍するのは違うように思う。

(委員)

かといって、状態の悪い資料は他の資料にも影響を及ぼすので、残すことは現実的ではない。国会図書館の場合、基礎的な資料集ならば大抵のものはデジタルコレクションとしてインターネット上で閲覧することもできるようになっているので、文字が読めれば良いのであれば、それに対応できる。紙の手触りを重視するのであれば、図書館間の貸し出しサービスを利用すれば良い。

(委員)

すべての利用者がデジタルに対応できるわけではないし、デジタルがいつまで保存できるのかはまだ保証がない。マイクロフィルムが100年は持つと言われてきたが、今やデジタルが主流になっている。しかし国会図書館はデジタル化したものでも廃棄はせず、紙の資料も保存している。寒川でも原資料の保存が大事だと思う。

(委員)

委員のおっしゃることは、理念としては間違っていないが、現実としてどのような対応が必要かを考えなければならない。状態の悪い資料を真空パックにして保存したとしても、利用が期待できるわけではない。町史編さん事業が始まった時と現在とでは、社会的、経済的環境が変わってきている。編さん時に集めた資料集を残すために新しい資料を受け入れることができなくなるのであれば、それははたして、新しい利用者にとって有益なのだろうか。歴史研究者にとって古いものが大事だという考え方もわかるが、現実を乗り越えるためには決断が必要だ。

(委員)

提案されている除籍基準によれば、県内のものは捨てないことになっている。町史編さん事業のときに集めた文献は、県内のものも県外のものもあるということか。

(委員)

どちらもある。ただ児玉幸多先生は、全国的な視野に立って基礎的なものを持っていたほうが、編さんの参考になるし、将来的には町民のためになるとの考え方で収集の指示をした。

(委員)

その冊数も内容もよくわからないが、もしそのコレクションが近隣自治体の持っていない珍しいものであるとすれば、こんなものがありますよとアピールするチャンスかもしれない。これは今後増えることはないのだから、たとえば「児玉文庫」と名付けて、寒川の「お宝」として別置するという方法もあるのではないか。

(委員)

町史の時に前近代の資料集を集めたのは、特に中世以前は、近現代と違って、地域固有の資料が少ないためである。京都の貴族が書いた資料の中に、寒川のことが出ていないから不要ということではなく、関東の情報が書かれているかもしれない。そのようなとき、紙の本があれば、全体を通覧できるし、眼の負担も少ないので、一気にデジタルに頼るという方向は、まだまだ議論が必要だ。それよりも空調設備をきちんとして、現状が保存できるようにする努力があまり見受けられないように思える。

(事務局)

いまここでご検討をお願いしたのは、デジタル化の善し悪しではない。今後アーカイブズとして刊行物をどう取り扱っていくべきかの指針を定めることについてである。前回の会議では、除籍しないもの明確に定めるようご指摘があったため、今回改めて提出したということ踏まえてご議論をお願いしたい。空調に関しては、複合館である施設全体の管理の問題なので、今から改装することは不可能であるし、4階の開架書架だけ空調を運転することもできない。そうした条件のなかで、データロガーを置いて環境測定をしているし、カビの発生したものでも残さなければいけないものは、職員がエタノールで拭いて書架に戻したり、燻蒸して収蔵庫に保管したりしているので、保存の努力を怠っているわけではない。

(委員)

本を廃棄するというのは悲しいことであるが、重くのしかかってくるのは予算の問題である。設備だけでなく光熱費のこともあるので、残念ながら空調を運転すればよいということでもないようだ。

(委員)

スペースの問題については、開架書架は館内を見れば、差し迫っていることがよくわかるが、収蔵庫内の様子はあまりよくわからない。前回の会議でバックヤード見学を実施しようということになったが、未実施なので、それを把握してからでないと適切な意見を述べにくい。一応の基準をここで定めておくのはよいが、除籍を一度すると取り返しがつかないので、実際の除籍の作業はバックヤードを見せてもらって判断させてほしい。

(委員)

寒川神社での資料保存はどのように行っているのか。

(委員)

われわれが空調を管理できる場所については徹底的に温湿度管理を行っているが、空調のきかない境内の倉庫に保管しているものもあり、どの資料を倉庫に移すかを常に考えながら実施している。

(委員)

いろいろ意見を出していただいたが、なかなか落としどころが見つからない。町史編さん時に購入したものは別扱いにするというアイデアも出たが、収蔵スペースの関係から実現可能かどうかこの場では判断できない。いずれにしる一冊も除籍せずに全てを残すという選択はないと思う。もし仮に、町史時の購入分ではなく、その後に寄贈してもらった県外の自治体史の状態が悪くなった場合、これは除籍せざるを得ないだろう。

(委員)

いや、自治体史の記述は、その土地と寒川とを比較することができるので、寒川にとって非常に参考になる。また、寒川町民でその土地の出身の人がいたら、故

	<p>郷の情報を寒川に居ながらにして読むことができる。だから決して除籍してはならない。</p> <p>(委員)</p> <p>何を残すことができるのかは、書架のキャパシティに左右されてしまうのでは。将来的な受け入れのためスペースを確保しなければならない。そのために除籍もやむなし、というのは理解できるが、現在の書架の状態がわかenらなないと、どこまで許容できるのか議論できない。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務局が提案しているのはキャパシティの問題ではなく、まず収集の基準である。今までは来るものは拒まず受け入れていたが、今後あらたに来るものについては、基準に則して厳選しようということである。それを過年度分にまで遡及して考える際、いつか誰かが使うかもしれないという理由だけで残すのであれば、新しい基準と合致しなくなってしまう。自治体史は県外のものも含め別表の(2)で収集対象と位置づけているので、もしこれがカビの被害にあっても、燻蒸やクリーニングなどで残す対応をする。しかし、基準から外れるものは除籍の方向としたい。</p> <p>(委員)</p> <p>文書館としてはスペースを有効に運用するために明確な基準が必要であり、何を残すか、残さないかというコンセンサスをとっておかないことには一歩も進めないで、合意をとりたいところだが。</p> <p>(事務局)</p> <p>まもなくこの会場で別の課の会議が始まることになっている。議論の途中で恐縮だが、中断させていただきたい。</p> <p>(委員)</p> <p>ではここでいったん中断とするが、続きの議論は、対面会議か、オンラインか、メールか、どのような形で行ったらよいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>どのような形が可能か検討させていただく。</p> <p>4 その他</p> <p>なし</p>
<p>資 料</p>	<p>資料 1 令和 5 年度寒川文書館事業中間報告</p> <p>資料 2 令和 6 年度寒川文書館事業計画案</p> <p>資料 3 刊行物の収集方針について</p>

議事録承認委員及び 議事録確定年月日	名 取 龍 彦 令和6年4月8日確定
-----------------------	---------------------------